

出展規定

(1) 出展申込及び本規約の効力の発生

出展の申込は、本申込書に必要事項を記入・署名・捺印し、事務局に提出することにより受理されます。その時点で出展社は本出展規約に同意したものとみなされ、本規約の効力が発生し、出展社は本規約を遵守する義務が発生します。なお、事務局は本展への出展が適当でないと判断した場合、出展申込書の受理を拒否することができます。また、これにより生ずる損害等に対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

(2) 出展料金支払方法

本出展申込書を事務局にご提出いただいた後、折返し発行する請求書のとおり記載された指定銀行口座に期限までに消費税込合計金額をお振込ください。出展料金を期限内にお支払いいただけない場合は、出展申込を取消させていただきますことがあります。

支払期限：2019年5月31日(金)

※振込手数料は申込者にてご負担願います。
支払方法は銀行振込とし、手形等によるお支払はお受けできません。

(3) 出展小間料金に含まれるもの

- ▼以下のものが出展小間料金に含まれます。
 - * 出展小間スペース費
 - * 基準時間内の会場使用料金・照明・空調費
 - * 共用施設の工事費及び維持費
 - * 広告宣伝費 (招待券、ポスター、公式ホームページ、公式ガイドマップへの社名記載、日本食糧新聞を含む関連媒体での告知宣伝等)
 - * 来場者サービスに係わる費用(会場案内などの製作費・来場動員プロモーション費)
 - * 事務局企画運営・安全管理・警備費用
- ▼以下のものは出展料金に含まれません。
 - * 各出展ブースの搬入出及び運営費
 - * 通信回線の仮設費と通信料金
 - * 基準時間外の会場使用料
 - * 電気・給排水等の工事費と使用料
 - * 自社展示物及び対人障害などの保険料
 - * 会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
 - * その他、通常出展小間料金に含まれない費用とみなされるもの

(4) 出展申込後の解約 (一部解約も含む)

出展社が、出展申込の解約 (一部解約も含む) をする場合、書面にて事務局に通知の上、下記の通り出展社は解約料を支払うものとします。

書面による解約通知を受理した日	解約料
2019年1月31日以前	出展料の30%
2019年2月1日～3月31日	出展料の50%
2019年4月1日以降	出展料の100%

出展社が上記相当金額を未だ支払っていないときは、直ちにこれを支払うものとします。
出展社が既に支払った金額が上記相当金額を超えているときは、事務局より超過分から振込手数料を引いた金額を返還します。

(5) 小間位置の決定

小間位置は出展製品、出展規模、申込順などを考慮して事務局が決定します。また、事務局は、展示会規模の変動や入場整理の都合上、または展示効果向上のために小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。その際、出展社

は、小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

(6) 小間の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展社は、自社分の小間を事務局の承諾なしに、転貸、売買、譲渡あるいは交換することはできません。

(7) 共同出展の取り扱い

2社以上の申込社が共同で出展する場合、1社が代表して申込、共同出展する社名・出展製品等を申込時に事務局へ通知するものとします。なお展示会に関わる全ての費用は出展申込法人宛に請求いたします。共同出展の法人宛に請求金額を分割したり、請求先を共同出展の法人先宛に変更することは原則としてできません。

(8) 展示会の運営

事務局は展示会の業務を円滑に遂行するため、各種規定の制定、修正、追加を行うことができます。出展社が「出展規定」その他、出展の手引き上での規定に違反した場合、事務局はその出展社の出展中止の措置をとることができます。その場合、その展示ブースは事務局が処分することができ、出展小間料金の扱いについては、出展規定(4)「出展申込後の解約(一部解約も含む)」に準拠します。

(9) 諸経費の負担

- ① 試飲・試食を行う場合、その提供方法により手洗い、流し等の給排水設備が必要になる場合があります。その際、設置費用は出展社の負担となります。
- ② 電気、給排水設備等を必要とするときは、所定の申込用紙で手続きを行い、所定料金を各業者にお支払いください。
- ③ 出展物の輸送、搬入・搬出、展示、実演、撤去その他出展社の行為に属する費用は、すべて出展社の負担となります。

(10) 消防法規等

出展社は会場施設に適用されるすべての消防及び安全に関する法規・注意事項等を遵守しなければなりません。

(11) 騒音及び迷惑行為の防止と出展中止の措置

他の出展社に著しく迷惑をかけている、あるいはその恐れがある、または出展内容が本展に適切でないと事務局が判断した場合、事務局はその出展社に対し、出展の中止の措置をとることができます。この場合、出展小間料金の扱いについては、出展規定(4)「出展申込後の解約(一部解約も含む)」に準拠します。

(12) 展示物の管理と免責

展示物の管理は、各出展社の責任において行ってください。主催者及び事務局は、その損害、盗難、紛失、破損等については一切責任を負わないものとします。

(13) 事故防止及び保険

出展社は、出展物の搬入出、展示、実演、撤去などを通じて事故発生の防止に努めてください。事務局はこれらの作業を通じ、必要と認められた場合に事故防止のための処置を命じ、その作業を制限または中止を求めることがあります。また会場

への展示物等の搬入から撤去までに必要と思われる損害保険には、各出展社で加入してください。会期中、展示ブース内の警備・保険に関しても各出展社で行ってください。主催者及び事務局は、一切責任を負わないものとします。

(14) 補償

出展社が、他社展示ブース、事務局の運営設備、会場設備または人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展社の責任になります。主催者及び事務局は、一切責任を負わないものとします。

(15) 展示物の搬入・搬出と撤去

会場への展示物等の搬入期間および会場の設営工事期間などの詳細につきましては、別途、出展の手引きにてご案内いたします。会期中は事務局の承認なしに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示物や展示ブース内の保守及び清掃は、各出展社の責任において行ってください。事務局の定めた日時までに撤去されない展示物等は、出展社の費用で事務局が撤去いたします。

(16) 展示会の中止

- ① 事務局は当展示会の開催に向け最大限の努力をしますが、不可抗力及びやむを得ない理由に限り当展示会を中止し、本契約を解除できる権利を有するものとします。この場合、出展社の責に帰すべき事由、又は、原子力危険・放射能危険・戦争・地震・火山の噴火・津波・火災・悪天候・疫病の流行等の自然災害、政治若しくは経済の混乱、公権力の行使等の理由により中止され、本契約が解除されたものであるときは、事務局は出展社に対し出展料金を返還する義務を負わないほか、本契約の解除によって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。
- ② その他の理由により中止された場合には、既に払い込まれた出展料金については、必要経費を差し引いた上で、なお余剰金があった場合、出展社に返却いたします。なお本契約の解除に伴う出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

(17) 展示会の会期・会場・開催時間の変更

事務局は、やむを得ない理由により当展示会の会期・会場及び開場時間を変更することがあります。この変更を理由として、出展申込みの取り消し、本契約の解除はできません。また、これによって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

(18) 出展規定の遵守

- ① 出展社は、事務局が定める一連の規定(出展申込書、出展の手引き等)を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。万が一規定に違反した場合は、事務局は理由の如何にかかわらず、出展を拒否または本契約を解除することができるものとします。この場合、事務局は出展社の自己負担により小間を撤去することができ、出展小間料金の扱いについては、出展規定(4)「出展申込後の解約(一部解約も含む)」に準拠します。またこれによって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。
- ② 事務局と出展社、来場者、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、事務局所在地の裁判所に裁定を委ねます。